

■□■ 資格問題の諸情報・電子版速報 No.2 ■□■

一般社団法人日本臨床心理士会

☆INDEX☆

-
1. [ごあいさつ] 電子版速報第2号の配信にあたって
 2. [当会の動き] 1) 都道府県説明集会の予定
2) 推進連関連
 3. [臨床4団体関連の動き]
 4. [その他の動き] <<三団体関連>> 第11回三団体会談要旨が届きました。
 5. [おわりに]
-

- ◆-----◆
1. [ごあいさつ] 電子版速報第2号の配信にあたって
- ┌-----┐

会長 村瀬 嘉代子

向春の候、自然が時を刻んでいることが目に見えるこのごろです。

資格法制化関連の諸情報を速やかに各都道府県士会や代議員にお届けするために始めました「資格法制化問題の諸情報・電子版速報」の第2号を配信いたします。

当速報では、関連の諸会議等の開催情報など事実の推移を中心に、今後も資格法制化の動きを随時簡潔にお伝えしていきます。

今後とも一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ◆-----◆
2. [当会の動き] 1) 都道府県説明集会の予定
2) 推進連関連
- ┌-----┐

1) 各都道府県資格法制化関連説明会はこれまで北海道、富山、茨城、和歌山、高知、福井、徳島、神奈川、京都、香川、佐賀/福岡/長崎/九州沖縄地区合同、愛媛、千葉、島根、栃木、埼玉、広島/山口合同、岩手、石川、沖縄で開催されました（開催日順）。

今後の予定は以下の通りです。

☆ 2月19日(土) 宮城

日時：2月19日(日) 14:00～16:00

会場：東北大学教育学部206教室(川内キャンパス)

仙台市青葉区川内41

<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/>

☆ 3月21日(月・祝) 滋賀

日時：2011年3月21日(祝) 13:30～15:30

会場：大津市ふれあいプラザ 大会議室

(滋賀大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津ビル5階 京阪浜大津駅前)

<http://www.fukusi-otsu.or.jp/contents.php?id=22>

☆ 4月24日(日) 新潟

日時：4月24日(日) 午後

会場：新潟青陵大学6号館6024教室

(新潟市中央区水道町1-5939)

<http://www.n-seiryo.ac.jp/index.html>

☆ 5月8日(日) 愛知

日時：5月8日(日) 14:00～16:30

会場：ウィンクあいち(愛知県労働産業センター)

(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

<http://www.winc-aichi.jp/access/>

☆ 5月22日(日) 静岡

日時：5月22日(日) 10:00～11:30

会場：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」6階大ホール

(静岡市駿河区馬淵1丁目17-1 静岡駅から徒歩10分)

<http://azarea.pref.shizuoka.jp/>

2) 1月6日に以下の三団体共同見解修正案が推進連から送られ、意見諮問があったことに
対し、当会からお返事がなされました。また、1月24日に推進連での取りまとめ報告があ
りました。関連文書4点を掲載します。

- ① 1月6日付け推進連からの所属団体への連絡
- ② 三団体共同見解修正案
- ③ 1月18日付け推進連への当会からの返事

④ 1月24日付け推進連からの連絡

① 2011年1月6日付け推進連からの所属団体への連絡

臨床心理職国家資格推進連絡協議会

参加団体、連絡団体、ご担当者 各位

会 長 鶴 光代

事務局長 奥村茉莉子

新年のお慶びを申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、前回全体会にてお諮りいたしました三団体共同見解（案）につきましては、12月28日開催の三団体会談にて、三団体からの諸意見を検討しました結果、添付文書1）「国家資格についての三団体共同見解（修正案）」として取り纏められました。議事を添付文書2）「三団体による資格問題についての第10回会談要旨（案）」にてご確認ください。

共同見解案にあります受験資格の②学部卒＋実務経験という部分を①より時限のある下位とする、という推進連の意見につきまして、種々の議論をいたしました結果、添付文書2のような内容となりました。下位とする表現にはなりましたが、「時限」を明記することについては、他の二団体の合意を得られませんでした。

諸般の状況の中、「国家資格についての三団体共同見解（修正案）」としての取り纏めについて、ご了承をお願いしたく、ご連絡申し上げます。

ご意見がおありの場合は、1月18日必着にてお知らせくださいますようお願いいたします。

今後ともどうぞよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

② 三団体共同見解修正案

国家資格についての三団体共同見解（修正案）

資 格 の 基 本 コ ン セ プ ト	1. 資格の名称 心理師とする。 2. 資格の性格 医療・保健、福祉、教育・発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における汎用性のある資格とする。 3. 他専門職との連携 業務を行なうにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。 4. 受験資格 ①学部卒＋大学院（修士）修了者、②学部卒で数年間の実務経験をした者も受験で
--	---

	きる。
補 足 事 項	1. 資格の更新制 更新制のある資格とする。 2. 経過措置 経過措置として、①一定年数の実務経験を有する現任者、②一定の専門的基準をみたす資格の保持者は受験できるものとする。

③ 1月18日付けの推進連への当会からの返事

推進連 御中

三団体共同見解修正案のご連絡をありがとうございました。

日ごろより、難しい交渉事に臨まれ、さまざまに御苦勞の御事と拝察しつつ、御礼申し上げます。

さて、この修正案への意見ということでございますが、一般社団法人日本臨床心理士会は既に2度の代議員会決議をもって、一資格による資格法制化を要望しております。

このたびの修正案は当会の決定したものと重なる部分と異なる部分とがございますので、当会といたしましては、当会の方針に沿った形のもの、今後とも要望して参ることになろうかと存じます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

尚、当会の機関決定内容を付記させていただきます。

一般社団法人日本臨床心理士会

会長 村瀬 嘉代子

平成22年5月30日、第3回代議員会決議

『一般社団法人日本臨床心理士会は、臨床心理士の業務を遂行する職能団体として、より一層社会全体のニーズをくみ取り、国民の利益となる臨床心理職の国家資格の早期実現を目指します。国家資格化の推進にあたっては、第2回代議員会で決議された「国資格に対する当会の考え方」に基づき、心理臨床関係諸団体等との調整にさらに努力します。』

④ 推進連からの連絡

2011年1月24日

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
参加団体、連絡団体、ご担当者 各位

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会 長 鶴 光代
事務局長 奥村茉莉子

前略

このたびは、1月6日付けでお送り致しましたところの、「国家資格についての三団体共同見解（修正案）」についてのご返信、ありがとうございました。

本会の12団体からのご意見とお一人のご担当者からのご意見をいただきました。12団体によるご意見は、表現は多少異なりますが、「異議無し（同意）」とするものが8件、「（内容において部分的に）同意できない」と受け取れるものが2件、「保留」が2件でございました。

そこで、これらのご意見を受けまして、三団体会談宛に、別紙の次第で《4. その他の動きの項に掲載しております。》返事を送りましたので報告させていただきます。

なお、「保留」とする団体の1団体から、1月18日付けで次のようなご意見をいただきました。

「資格名称、受験資格、合意案に至る経緯に関し、その説明がない状況で学会としての意見を表明することは困難である。説明を受ける場を至急おつくりいただきたい。」

三団体会談宛への返事を20日までに送る都合がありましたので、上記学会のご要望にそう形での全体会を開くことはできませんでした。しかしながら、本会参加団体、連絡団体におかれまして、今からでも早急に説明の場を開くようにとのご要望があれば、設定させていただきますのでご検討方どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、次回の三団体会談は、1月30日に予定されています。三団体各団体から持ち寄られる「国家資格についての三団体共同見解（修正案）」についての意見をとりまとめることが議題となっています。1月30日開催予定の議事要旨は、出来次第送らせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

草々

3. [臨床4団体関連の動き]

それぞれの団体ホームページもご確認ください。

一般社団法人 日本臨床心理士会 <http://www.jsccp.jp/>

第2期の代議員選挙の投票が2月中に行われます。開票は3月22日です。

一般社団法人 日本心理臨床学会 <http://www.ajcp.info/>

4月17日に資格関連の説明を兼ねた社員総会（代議員会）が東京で開催されます。

財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 <http://www.fjcbcp.or.jp/>

1月に臨床4団体会合のまとめ文が全臨床心理士に送付されました。

日本臨床心理士養成大学院協議会 <http://www.jagpcp.jp/>

大学院協議会は一資格反対の理事会声明への賛否等を問うアンケートを会員校に行い、その結果が各校に送付されました。回答結果は、大学院協議会理事会声明に賛成 27%、反対 14%、どちらとも言えない 29%、未回答 26%、その他 4%であったとのこと。



4. [その他の動き] <<三団体関連>> 第11回三団体会談が持たれました。

1) 2011年1月30日に推進連、推進協、日心連による第11回三団体会談が持たれました。
この会談に向けて推進連からは以下の取りまとめが報告されました。

三団体会談御中

前略

国家資格についての三団体共同見解（修正案）」につきまして、臨床心理職国家資格推進連絡協議会で検討いたしました結果、いろいろ意見がありましたが、了承ということになりましたので報告させていただきます。

諸意見の中には、資格の名称については臨床心理職であることが反映された名称にすることや学部卒業＋実務経験の受験資格には期間の制限を設けること等がありましたことを付け加えさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

草々

2011年1月20日

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代

2) 2月9日 第11回三団体会談要旨が推進連から届きました。

三団体による資格問題についての第11回会談要旨

○日時：2011年1月30日（日）、13：30～16：30

○場所：日本心理臨床学会（602号室）

○出席者

- ・ 臨床心理職国家資格推進連絡協議会＝鶴 光代（会長）、奥村茉莉子（事務局長）
- ・ 医療心理師国家資格制度推進協議会＝織田正美（会長）、宮脇 稔（副会長）
- ・ 日本心理学諸学会連合＝市川伸一（理事長）、野島一彦（副理事長）

○会談内容：

1. 国資格の早期実現について

1) 第 11 回会談（2011. 12. 28）以降の各団体の経過の報告

- ・ 三団体とも「国家資格についての三団体共同見解（修正案）」について、加盟団体からの意見聴取が行なわれたことが報告された。

2) 今後の進め方について

①三団体共同見解案について

- ・ 基本コンセプトについては、三団体ともこれで了承ということが確認された。
- ・ 補足事項については、さらに検討が必要であるということになった。
- ・ 基本コンセプトをもとに、外部向けの『要望書（案）』を近日中に作成することになった。

②業務の内容について

- ・ 資格の「業務の内容」について、三団体の第 5 回会談（2009. 9. 26）での表現をもとに、改めて三団体としては次のように表現することになった。

業務の内容

- ① 心理的な支援を必要とする者とその関係者に対して、心理学の成果にもとづき、アセスメント、心理的援助、心理相談、心理療法、問題解決、地域援助等を行なう。
- ② ①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を行なう。

③ カリキュラム案について

- ・ 日心連では、理事会（2011. 12. 23）で「国資格に係るカリキュラムについての基本的枠組み」が決議されたということが報告された。
- ・ 推進連では、カリキュラム案を作成中であるということが報告された。

④ 関係省庁、関係議員等への働きかけについて

- ・ 三団体として、関係省庁、関係議員へ働きかけることについて検討し、これまで各団体が関係してきた省庁、議員への訪問を試みることにした。

5. [おわりに]

会長 村瀬 嘉代子

この速報版はこの間の情報を詳細にお届けするため、長いものになりました。

1月30日には三団体の共同見解が出されましたが、その内容は当会の要望とは重なる部分と異なる部分があることから、当会としては三団体の活動とは別に、代議員会決議に基づき、臨床領域の心理職であることがわかる一資格の実現に向けて活動して参ります。会員各位におかれましても、どうぞご協力くださいますよう、お願いいたします。

当会の決議文を改めてここに掲載いたします。

平成21年11月3日 第2回代議員会 決議

一般社団法人日本臨床心理士会 「国資格に対する当会の考え方」

1. 資格の名称：

臨床領域の心理職であることがわかる公共性のある名称。

2. 資格の性格：

各領域において汎用性のある資格。

3. 医療提供施設においては医師の指示を受ける。

4. 業務の内容：

①心理的な問題を有する者とその関係者に対する心理アセスメント・心理相談・心理療法・心理臨床的援助を行なう。

②①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を含む。

5. 受験資格：

①学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程・専門職学位課程で臨床心理学等を修了した者を基本とする。

②学部で心理学を修めて卒業し、保健医療、福祉、教育、司法矯正、産業その他の機関で、臨床心理職の有資格者の指導の下での実務経験が数年以上ある者も受験できる。

6. 更新制のある資格とする。

7. 経過措置として臨床心理士資格保持者は受験できるものとする。

このメールは、日本臨床心理士会事務局より各都道府県臨床心理士会事務局等に配信しております。お問い合わせは 一般社団法人日本臨床心理士会事務局
office@jsccp.jp まで
